島根県

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	固定資産税	不動産取得税
特定地域の振興を促進	S48.7	○生産設備等取得額	過疎地域	○3年間	○3年間	○取得時
するための県税の課税		500~2,000 万円以上		○課税免除	○課税免除	○課税免除
免除等に関する条例		○生産設備等取得額	半島振興地域	○不均一課税	○不均一課税	○不均一課税
		500~2,000 万円以上		初年度 標準税率×1/2	初年度 0.14/100	土地 0.3/100
				2 年度 標準税率×3/4	2 年度 0.35/100	建物 0.4/100
				3 年度 標準税率×7/8	3 年度 0.7/100	
		○生産設備等取得額	離島振興地域	○3年間	○3年間	○取得時
		500~2,000 万円以上		○課税免除	○課税免除	○課税免除
		①生産設備等取得額 2,700 万円超	原発等立地地域	○不均一課税	○不均一課税	○不均一課税
		②増加雇用者数 15 人超(製造業を除く)		初年度 標準税率×1/2	初年度 0.14/100	土地 0.3/100
				2 年度 標準税率×3/4	2 年度 0.35/100	建物 0.4/100
				3 年度 標準税率×7/8	3 年度 0.7/100	
		○不動産、構築物取得額1億円超	促進区域	_	○3年間	○取得時
		(農林水産関連業種は5,000 万円超)	(県全域)		○課税免除	○課税免除

条例名• 制定年月		41. <i>4</i> 4. 4 7.	4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4	÷4.47. 114.14.14.1	交付条件			
制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	補助対象事業等	補助額等	限度額	
島根県企業	H4.4	○製造業·大企業		県内全域	企業の立地を行う	【投資助成】	•投資助成	
立地促進条		•投下固定資本額			ために必要な増加	助成額=増加固定資本額×助成割合	7億円	
列		3億円以上			固定資本の取得	○製造業、ソフト産業①~②	※特例あり	
		•增加雇用従業員数			に要する経費等	<県外·新規>	•雇用助成	
		10 人以上				助成割合…15~30%	上限なし	
		○製造業・中小企業				<県内・既存>		
		•投下固定資本額				助成割合…5~15%		
		50,000 千円以上						
		•增加雇用従業員数				【雇用助成】		
		5人以上(内、地元企業3人以	上)			○製造業		
		○ソフト産業				助成額=増加雇用従業員数(新卒者·U		
		(ソフトウェア業、情報処理・提供	キサービス業、インターネ			Iターン者)×100 万円		
		ット附随サービス業、インターネ	ット広告業、コールセン			(県外・新規の場合に限り異動による UI		
		ター業、データセンター業、シ	ェアードサービス業、非			ターン者を含む)		
		破壊検査業、機械設計業)				※中山間地域等に立地する中小企業		
		•投下固定資本額 —				の場合は130万円		
		•增加雇用従業員数						
		10人以上(內、中山間地域等	への県外・新規は5人以			○ソフト産業		
		上)				常用雇用(新卒者・UIターン者)×100		
		○IT産業				万円		
		(ソフトウェア業)				(県外・新規の場合に限り異動による UI		
		・投下固定資本額 —				ターン者を含む)		
		•增加雇用従業員数				※中山間地域等に中小企業が立地す		
		<県外・新規>3人以上				る場合は 130 万円		
		<県内・既存>5人以上				コールセンター業は、中山間地域等に		
		○地域限定専門系事務職場		中山間地域等		立地する場合のみ雇用助成の対象(隠		
			、インターネット広告業、			岐郡を除く地域は増加雇用従業員数		
		シェアードサービス業)				19 人以下に限る)。		
		・投下固定資本額 —				なお、隠岐郡の助成額は、3,000 万円		
		•增加雇用従業員数				が上限。		
		<県外・新規>3人以上						
						○IT 産業、地域限定専門系事務職場		
						常用雇用(新卒者・UIターン者)×100		
						万円		
						(県外・新規の場合に限り異動による UI		
						ターン者を含む)		

1

						※中山間地域等に中小企業が立地す	
						る場合は130万円	
						J 797 E 100 73 1	
拠点工業団 地立地促進 補助金	H8.8	研究開発型企業、ソフト産 業、人材育成機関、試験研 究機関、不動産賃貸業、そ	・取得面積 1,000 ㎡以上 ・操業開始時期	ソフトビジネスパーク 島根	土地取得代金	土地取得代金の 15%	_
1111-5/2 322		の他知事が認める業種	土地取得後3年以内				
		製造業、ソフト産業、自然科	•增加雇用従業員	石見臨空ファクトリー		 土地取得代金の 20%	
		学研究所、不動産賃貸業、	土地売買届を受理し	パーク			
		その他知事が認める業種	た日から操業開始後3				
		製造業、ソフト産業、自然科	年以内に増加雇用従	江津地域拠点工業	-	土地取得代金の 20%	_
		学研究所、不動産賃貸業、	業者数5人以上	団地			
		その他知事が認める業種					
島根県ソフト	H19.4	○ソフト産業		県内全域	家賃(定額の共益	○ソフト産業	5,000 円/月·坪
産業家賃等		(ソフトウェア業、情報処理・提	供サービス業、インターネ		費を含む)	1/2 以内	以内
補助金		ット附随サービス業、インター	ネット広告業、コールセン			5年間	2,000 万円/年
		ター業、データセンター業、シ	ィアードサービス業、非				以内
		破壊検査業、機械設計業)					
		・投下固定資本額 ―					
		·增加雇用従業員数					
		10人以上(内、中山間地域等	そへの県外・新規は5人以				
		上)					
		※島根県企業立地促進条例は	こ基づく立地計画の認定				
		を受ける必要あり		-			
		○IT 産業				○IT 産業、地域限定専門系事務職場	5,000 円/月·坪
		(ソフトウェア業)				1/2 以内	以内
		・投下固定資本額 ―				8年間	1,000 万円/年
		•増加雇用従業員数					以内
		<県外・新規>常用3人以上					
		※島根県企業立地促進条例は					
		を受ける必要あり(県内既存の	場合は対象外)		-		
		○地域限定専門系事務職場 (インターネット附随サービス業	・ インターネット庁生業	中山間地域等			
		シェアードサービス業)	、イングー本が公日来、				
		・投下固定資本額 一					
		•增加雇用従業員数					
		< 県外・新規>常用3人以上					
		※島根県企業立地促進条例					
		を受ける必要あり					
特定通信費	H17.4	研究開発型企業、研究開発	_	県内全域	1Mbps 以上の専	1/2 以内	50 万円/年以
補助金		を支援する企業(ソフト産業、			用回線使用料	5年間	上、5,000 万円/
		人材育成機関、試験研究機					年以内(県内間
		関等)					の場合は上限
		製造業		県営工業団地			1,000 万円/年)
		コールセンター	•增加雇用従業員数	県内全域	コールセンター事		50 万円/年以
			常用 20 人以上		業に直接要する		上、5,000 万円/
			※島根県企業立地促		通信料・システム		年以内
			進条例に基づく立地計		利用料		
			画の認定を受ける必要				
			あり				
島根県航空	H20.4	ソフトウェア業	·増加雇用従業員数	県内全域	県内空港または米	1/2 以内	200 万円/年以
運賃補助金			3人以上		子空港を業務で	5年間	内
		インターネット附随サービス	※島根県企業立地促	中山間地域等	利用した場合の航		
		業、インターネット広告業、シ	進条例に基づく立地計		空機の運賃		
		ェアードサービス業	画の認定を受ける必要				
			あり(県内既存の場合				
		製造業	は対象外) ・増加雇用従業員数	-	萩・石見空港を業	-	
			大企業 10 人以上		秋・石見空港を業 務で利用した場合		
ļ							

						I	
			中小企業5人以上		の航空機の運賃		
			※島根県企業立地促				
			進条例に基づく立地計				
			画の認定を受ける必要				
			あり(県内既存の場合				
			は対象外)				
島根県人材	H26.4	ソフトウェア業	•增加雇用従業員数	県内全域	県内で勤務する	1/2 以内	300 万円/年以
確保•育成支			3人以上		従業員の人材確	3年間	内
援補助金		インターネット附随サービス	※島根県企業立地促	中山間地域等	保・育成に要する		(人材育成は一
		業、インターネット広告業、シ	進条例に基づく立地計		経費		人あたり30万
		ェアードサービス業	画の認定を受ける必要				円)
			あり(県内既存の場合				
			は対象外)				
		製造業	•增加雇用従業員数			1/2 以内	
			大企業 10 人以上			3年間	
			中小企業5人以上				
			※島根県企業立地促				
			進条例に基づく立地計				
			画の認定を受ける必要				
			あり(県内既存の場合				
			は対象外)				
江の川工業	H14	江津地域拠点工業団地にお	_	江津地域拠点工業	工業用水道料金	○補助期間	_
用水道料金		いて、新規に工業用水道を		団地		5年間(一定量以上の契約を行う場合	
補助金		使用する企業				は3年間の延長、かつ以降4年間の激	
						変緩和措置あり)	
						○補助額	
						【400 m ³ 以下】	
						@20 円/m³・日	
						【401 m³超】	
						-	
特別高圧電	H22.4	ソフトビジネスパーク島根に	_	ソフトビジネスパーク	企業が工事負担	○補助期間 一	5,000 万円
力配電設備		おいて、特別高圧電力配電		島根	金として電力会社	○補助額	, , , , , ,
設置費負担		設備を設置する企業			へ支払う額	補助対象経費の 1/2 以内	
金補助金						110/07/07/01/01/01/01/01/01/01/01/01/01/01/01/01/	
オーダーメイ	H24.4	○土地の取得により、新たに	製造業、自然科学研究	石見臨空ファクトリー	貸工場の家賃(定	1/2 以内	1,500 円/m²·1
ド貸工場家賃	112111	建設する貸工場(公設は除	所、知事が特に認める	パーク、波根地区工	額の共益費を含	5年間	ヶ月あたり(建築
等補助金		く)に立地する企業	業種	業団地、江津地域拠	ts)		延べ面積)
4 1111-24 202		(一部の団地については土地		点工業団地、藤が丘			~ =
		の有償リースも適用可)		企業団地、阿井工業			
		かつ		団地、広石工業団			
		○県内において、新たに常		地、斐川中央工業団			
		用従業員を5人以上雇用す		地、出雲市東部工業			
		の企業員を3人以工権用 y る企業		団地、揖屋干拓工業			
		るに木		団地、古市工業団地			
				四地、白甲工耒凹地			

〈融資〉

夕何夕,	制完在日	计色表	お名名の悪仏	₩ ₩#	融資条件		
条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	融資対象事業等	融資条件	限度額
島根県企業立地	H3.8	○製造業	○大企業	○工場適地	○土地、建物、機械設	○投下固定資本の合計	○20 億円
促進資金融資制			·投下固定資本額3億円以上	○準工業地域、工業地	備の取得経費	計額の 50%以内	
度			·新規雇用従業員数 10 人以上	域、工業専用地域		○利率年 0.80%	
			○中小企業	〇農工地区		○融資期間の 15 年以内	
			·投下固定資本額5千万円以上	○知事の認める地域		(内据置き2年以内)	
			·新規雇用従業員数5人以上				
			(内、地元企業3人以上)				
島根県ソフト産業	H3.8	○ソフト産業	○ソフト産業	○工場適地	(設備資金)	○投下固定資本の合計	○2億円
等立地促進資金		○ソフト系 IT 産業	·投下固定資本額 —	○準工業地域、工業地	○土地、建物、機械設	額の80%以内	
融資制度		・うち県内既存	·新規雇用従業員数 10 人以上	域、工業専用地域	備の取得経費	○利率年 0.80%	
		・うち県外・新規	○ソフト系 IT 産業(県内既存)	〇農工地区		○融資期間の 15 年以内	

	・投下固定資本額 —	○知事の認める地域		(内据置き2年以内)	
	·新規雇用従業員数 5人以上		(運転資金)	○利率年 0.80%	○6,000 万円
	○ソフト系 IT 産業(県外・新規)		○設備機器リース料、	○融資期間7年以内(內	
	·投下固定資本額 —		人件費、土地建物賃	据置き1年以内)	
	·新規雇用従業員数 3人以上		借料の1年分		

〈リース〉

リ―ス主体	適用基準	優遇措置の内容
土地所有者	○対象団地及び対象業種	
	・ソフトビジネスパーク島根:研究開発型企業、ソフト産業、自然科学研究所、人文・社会科学	○貸付期間 10年以上20年以内(借地借家法に基づく事業用定期借地)
	研究所、人材育成機関、不動産賃貸業、その他知事が認める業種	○貸付料金(年) 分譲代金の5%+固定資産税相当額)
	・石見臨空ファクトリーパーク:製造業、ソフト産業、自然科学研究所、不動産賃貸業、サービ	○保証金 なし
	ス業、その他知事が認める業種	
	・江津地域拠点工業団地:製造業、ソフト産業、運輸業、卸・小売業、エネルギー供給業、自	
	然科学研究所、その他管理者が認める業種	
	・臨海工業団地:製造業、電気・ガス業、運輸業、その他知事が認める業種を営む企業	
	○面積要件 1,000 ㎡以上(臨海工業団地を除く)	
	○分譲契約後、3年以内に操業が見込める企業であること	